

あいしんテレホンバンキングサービス利用規定

1. あいしんテレホンバンキングサービス

「あいしんテレホンバンキング」(以下「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下「利用者」といいます)が電話を通じて取引を行うサービスをいいます。なお、本サービスの種類については、当金庫が別途定めるものとします。

(1) 本サービスの利用

本サービスの利用対象者は、キャッシュカード発行済の口座を保有された方とします。

ただし、カードローン貸越専用口座は事故届けサービスのみの取扱いです。

また、キャッシュカード未発行の当座預金・普通預金については、別途本人確認のためのコール専用暗証番号を登録することにより、利用可能とします。

(2) 利用できる電話機

本サービスを利用する際に使用できる電話機の種類は、プッシュ回線もしくはトーン切替のできる電話機および携帯電話・PHSとします。

(3) 取引日・取扱時間

本サービスの取扱日、取扱時間は当金庫が別途定めるものとします。

(4) 規定の遵守

利用者は、本規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. サービス内容

(1) 照会サービス

利用者からの電話に基づき、利用者名義預金の残高照会、入出金明細照会をお知らせします。

①残高照会、入出金明細照会については、利用者からの電話受付時に確認した口座(暗証番号が登録されている口座)を対象とします。

②入出金明細照会の出力明細は2ヵ月以内の最新10明細とします。

(2) 事故届けサービス

①本サービスは利用者からの電話依頼に基づき、通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等の事故届けを受付ます。

②本サービスにて通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等を受付、当金庫所定の手続きが終了した場合、該当口座からの支払取引を規制します。

なお、手続き終了以前に生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

③通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等により設定した支払取引規制の解除は本サービスでは行いません。

支払取引規制の解除は該当口座開設店にて当金庫所定の手続きを行うことにより解除することとします。

3. 本人確認

電話による利用者の本人確認は、次の方法によるほか、当金庫所定の方法により行うものとします。

(1) 暗証番号

お取引の支店番号、科目、口座番号とその口座の暗証番号により本人の確認を行います。

(2) 本人確認手続き

以下の方法により本人の確認を行うこととします。

①利用者が電話により取引の依頼を行う場合、当金庫の指定するテレホンバンキングセンターへ電話し、支店番号、科目、口座番号、暗証番号を電話機により入力して下さい。

②上記①の入力を受信し、その内容が当金庫の登録内容と各々一致した場合、当金庫は利用者からの依頼と見なし、取引の依頼を受け付けます。

(3) 暗証番号の管理

暗証番号は、第三者(当金庫職員を含む)に教えたり、容易に漏洩するような方法で管理しないでください。

(4) 暗証番号の無効

当金庫が定めた回数以上連続して暗証番号を誤入力された場合、本サービスの取扱いは無効となります。

この場合、当金庫営業日に窓口において所定の手続きを行って下さい。

4. 取引の依頼

(1) 取引の依頼方法

利用者は上記3.(2)の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定の事項を当金庫が指定する方法により、正確に入力することで取引をご依頼してください。

(2) 取引の確定

当金庫が取引を受け付けた場合、利用者に対し、取引内容の確認を当金庫所定の確認方法で行いますので、依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた確認方法で確認した旨をお伝えください。

(3) 取引の成立

上記(2)の取引の確定をもって、取引が成立したものとします。

(4) 依頼内容不備による損害責任

依頼内容の不備により生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

5. 取引内容の確認

取引内容、残高に相違がある場合において、利用者当金庫の間に疑義が生じた時は、当金庫の機械記録の内容をもって処理するものとします。

6. 取引内容の変更・撤回

依頼内容を変更・撤回する場合、直ちに依頼を行った口座開設店にご連絡下さい。

なお、連絡の時期により依頼内容の変更・撤回のできない場合があります。

7. 通知・照会の連絡先

当金庫より利用者へ通知・照会をする必要がある場合、口座開設店にお届けされている住所、電話番号を連絡先とします。

なお、お届け先の住所、電話番号の不備または電話の不通等により通知・照会することができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定(総合口座を含む)、貯蓄預金規定、キャッシュカード規定により取り扱います。

9. 本サービスの終了

次の各号に1つでも該当する場合、利用者へ通知することなく当金庫はいつでも本サービスを終了することができるものとします。

①住所変更等の届け出を怠るなど、利用者の責めに帰すべき事由によって、当金庫に利用者の所在が不明になったとき。

②利用者がこの規定に違反した場合等、当金庫が終了を必要とする相当の事由が生じたとき。

③相続の開始があったとき。

④支払停止・破産等の申し立てがあったとき。

⑤手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

10. 免責事項

(1) 当金庫は前記3.(2)により本人確認手続きを経た後取引を行った場合、電話した利用者を本人とみなし、暗証番号等の不正利用、盗聴その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

(2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピュータの障害ならびに電話の不通等、当金庫の責めにやらない事由により取り扱いが不能となった場合、そのために発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

以上
(2020年2月)